

令和4年 第5回 津久見市農業委員会定例会議事録

1. 開催期日 令和4年5月9日（月）
2. 開催場所 市役所 大会議室
3. 開催時間 9時58分～11時20分
4. 出席委員

	出席委員	欠席委員	事務局
1 番	渡 邊 秀 寿 君	第4地区 加 藤 尚 喜 君	局長 宇都宮 志 伸
2 番	松 尾 長 生 君		主幹 仲 野 和 典
3 番	川 野 豊 廣 君		アドバイザー 浅 田 誠 治
4 番	上 杉 益 美 君		
5 番	岩 崎 達 也 君		
6 番	樋 口 寛 司 君		
7 番	遠 藤 克 美 君		
8 番	瀬戸口 弥栄子 君		
第1地区	和 田 一 秀 君		
第2地区	大 杉 栄 一 君		
第3地区	前 野 茂 樹 君		
第5地区	祖 田 宗 重 君		
第5地区	仲 尾 次 生 君		
第6地区	川 野 喜 一 君		
第7地区	大 野 敏 秀 君		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 会議書記の指名について
- 第3 議案審議
 - 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第14号 農地利用集積計画について
 - 議案第15号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 議案第16号 農地法3条第2項第5号に規定する、下限面積の別段の面積について
 - 議案第17号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について（決定）
 - 議案第18号 津久見市農地賃借料情報

会議開会時間 9時58分

事務局 ただ今から令和4年第5回定例会を開催いたします。はじめに、渡邊会長より

ご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんおはようございます。

津久見もなかなかコロナが落ち着かなくて先達では若い人、2日頃は年配の人が出ておりまして、だんだん自分の身近になってきていて。また今月末は、全国農業委員会会長大会で東京の国会議員との会合に県の方と一緒にいきますので。来月、もしコロナに感染したら欠席しますので、その辺の所をよろしくお願いします。

課 長 おはようございます。

雨の中、お集まりいただきありがとうございます。本日も、慎重審議よろしくお願いします。

事務局 本日、委員8名中、出席者8名で定例会は成立しています。

それでは、津久見市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の指名を行います。津久見市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議はありませんか。

【「異議なし」との声あり】

それでは（8番）瀬戸口 弥栄子委員、（2番）松尾 長生委員よろしくお願いします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員を指名します。

議事日程第3の議案審議に入ります。

事務局 議案第13号の議案書をご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は1件です。議案書をもとに説明します。

【議案第13号について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- | | |
|---------|---|
| ・土地の所在地 | 津久見市大字津久見字久留芝2267番15 |
| ・登記地目 | 畑 |
| ・現況地目 | 畑 |
| ・転用面積 | 393.00㎡ |
| ・譲受人 | ●● ●●・●● 津久見市大字津久見●●●●番地
●●●● 大分市芳河原台●●番●号 |
| ・譲渡人 | ●● ●● 津久見市大字上青江●●●●番地
●● ●● 長崎市ダイヤランド●丁目●●番●●号 |
| ・理由 | （譲受理由）耕作面積拡張 |

(譲渡理由) 耕作困難

譲り受けわたし理由は、耕作面積の拡張・耕作困難共有名義で、2名の持ち分を、3名で共有します。耕作面積は、5,000㎡ 耕作者は3名です。贈与になります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当員委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

4番 現在地は、彦ノ内の旧街道を通って行きますと散髪屋が1軒、右側にありますので、その手前の道路を中に入って、1回目の道の角を右に入った所が現地で、現状は、譲渡人から話をして、奥さんの縁戚関係に当たる3名で、一応この土地を所有していたのですが、譲渡人は後の事を考えて、後を継ぐのはなかなか、後継者が名義の変更をする人がなかなかいないという事で、譲受人の旦那さんと息子さんに、その2名の権利を譲るという事で、贈与という形でしております。譲渡人2名の分を3名に配当して渡したという事です。そういう風な譲与になっております。畑の現地を見たのですが、何か耕作していて新しい苗木が植わっています。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 次に、議案第14号の議案書をご覧ください。農地利用集積計画についての申請は8件です。議案書をもとに説明します。

【議案第14号 1件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- | | |
|----------|---------------------------|
| ・土地の所在地 | 大字日見字冠480番 外3筆 |
| ・設定面積 | 5,621.00㎡ |
| ・新規・更新の別 | 新規 |
| ・借り手 | ●● ● 大字日見●●●●番地 |
| ・貸し手 | ●● ●● 大字日見●●●●番地 |
| ・契約期間 | 10年 (R4. 4. 1～R14. 3. 31) |
| ・支払い方法 | デコボン50kg |

貸借権設定

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

日見隧道を抜けて、冠海水浴場に行く途中に、谷間を今度、新しくできたトンネルの掘削土の残土処理で埋めまして、その後平らにされています。そして、それは14.5年前ですけれども、何も作らず、そのまま放置していましたので、11人の方が、今も市の農林水産課の方より管理を委託しているような状態の土地です。誰か作る方がいれば問題ないと思うのですが、貸し手は、今、勤めがあって仕事をしております。そして、借り手は冠から家ノ浦にかけて、5町歩ほど耕作しており、そしてまだ規模の拡大をするような考えで、話を進めております。トンネルの掘削道ですから、農面に60cmくらいは土を入れているのですが、やはり農作物を作るのには、良いのだろうか、という気持ちがあります。でも、大型機械を導入するという、彼の考えですから、非常に、良いのではないかと思います。排水の設備とか、そういうのをうまく利用すれば、できない事はないと思います。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、ここは、いつか園地周りをした時に、寄った所でありまして、割と丸い畑になっておりますので、物作りには便利かなと思います。が、発言のある方は挙手願います。

上手く育つのか心配になります。施設とかあれば良いけれど、トンネルのはいどなりをした土地に60cmぐらい土を盛りだただけで物ができるのだろうか心配になるけれども耕作をするということで結構な事で、期待したいと思います。

その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号1件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第14号1件目は原案のとおり決定しました。

2件目、4件目は貸し手が同じなので一括して報告します。

【議案第14号2件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

大字千怒字平原1795番1
636.00m²
新規
●● ●● 大字千怒●●●●番地

- ・貸し手 ●● ●● 大字千怒●●●●番地の●
- ・契約期間 10年（R4. 4. 1～R14. 3. 31）
- ・支払い方法 無償
- ・権利の種類 使用貸借

【議案第14号4件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 大字千怒字カンマイ2462番
- ・設定面積 406.00㎡
- ・新規・更新の別 新規
- ・借り手 ●● ●● 大字千怒●●●●番地
- ・貸し手 ●● ●● 大字千怒●●●●番地の●
- ・契約期間 5年（R4. 4. 1～R9. 3. 31）
- ・支払い方法 無償
- ・権利の種類 使用貸借

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第1地区 2件目は、耕作者が10年ほど前に亡くなりまして、私の叔父さんになるので、私が頼まれて作っていたのですが、私も縮小していこうという事で、誰か作る人がいないか探していましたが、農協の指導員の借り手さんが、16ページの航空写真を見てもらおうとわかりますが、その畑のすぐ下、ハウスが2棟あります。1棟部分、全部を2年くらい前に、借りて作っています。そういう話をしたら、作っても良いという事で、お願いしました。4件目の方は、ここは大分早生を植えているのですが、ここも借り手さんが作っても良いという事なので、話をしましたら、両方の意見が一致しました。ここは、借り手がまだ務めていますので、とりあえず5年間という事で、話がまとまっています。是非承認をお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、私としても、借り手が、まだ定年までに少しあるのですが、千怒の畑を定年までに段々広げていって、定年後にはすぐに就農できる体制を考えております。そして、この借り手も、ものすごくまじめな人で、畑に行けばわかると思うのですが、畑もきれいにしておりまして、朝は私がイノシシの見回りをするのですが、私よりも早く畑にいて、夕方は、辺りが暗くなっても畑に居まして、仕事をしております。この人は、定年まであと、1・2年という事なので、それまでに、もっと面積を増やしたいという意見がありますので地区に近い様な所で土地がありましたら、よろしく願いしたいと思います。発言のある方は挙手願います。

4 番 彦の内のほうはどうですか。

議 長 本人次第で。もう少し面積が欲しいということです。その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号2件目、4件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第14号2件目、4件目は原案のとおり決定しました。

事務局 【議案第14号3件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 大字津久見字村ノ上6289番 外4筆
- ・設定面積 5,808.00㎡
- ・新規・更新の別 新規
- ・借り手 ●● ●● 大字津久見●●●●番地の●
- ・貸し手 ●● ●● 大字津久見●●●●番地
- ・契約期間 10年 (R4. 2. 1～R14. 1. 31)
- ・支払い方法 固定資産税対象額
- ・権利の種類 貸借権設定

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

5 番 現地につきましては、中ノ内の天神様の前、皆さんと一緒に現地で視察をした事があると思います。もう苗木が植わっておりまして、大体、畑の半分くらいは、5反くらいになると思いますが、現状は、除草剤も済んで本人も管理はしっかりしている状態です。会社を定年すると聞いておりますし、本人も一生懸命やってくれると思っています。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号3件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第14号3件目は原案のとおり決定しました。

事務局

5件目から8件目までは借り手が同じなので一括して報告します。

【議案第14号5件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 大字徳浦字屋敷前756番 外3筆
- ・設定面積 873.00㎡
- ・新規・更新の別 新規
- ・借り手 ●●●● 理事長 ●● ●●
地蔵町●●●●番地
- ・貸し手 ●● ●● 大分市城崎町●丁目●番●●号
- ・契約期間 10年 (R4. 5. 1～R14. 4. 30)
- ・支払い方法 お歳暮
- ・権利の種類 貸借権設定

【議案第14号6件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 大字徳浦字屋敷前757番 外4筆
- ・設定面積 1,061.00㎡
- ・新規・更新の別 新規
- ・借り手 ●●●● 理事長 ●● ●●
地蔵町●●●●番地
- ・貸し手 ●● ●● 徳浦本町●番●号
- ・契約期間 10年 (R4. 5. 1～R14. 4. 30)
- ・支払い方法 お歳暮
- ・権利の種類 貸借権設定

【議案第14号7件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 大字徳浦字屋敷前766番
- ・設定面積 234.00㎡
- ・新規・更新の別 新規
- ・借り手 ●●●● 理事長 ●● ●●
地蔵町●●●●番地
- ・貸し手 ●● ●● 徳浦本町●番●号
- ・契約期間 10年 (R4. 5. 1～R14. 4. 30)
- ・支払い方法 お歳暮
- ・権利の種類 貸借権設定

【議案第14号8件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 大字徳浦字屋敷前758番 外3筆
- ・設定面積 1,007.00㎡
- ・新規・更新の別 新規

- ・ 借り手 ●●●● 理事長 ●● ●●
地蔵町●●●●番地
- ・ 貸し手 ●● ●● 徳浦本町●番●号
- ・ 契約期間 10年（R4. 5. 1～R14. 4. 30）
- ・ 支払い方法 お歳暮
- ・ 権利の種類 貸借権設定

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

8 番 立ち合いに行っただけですけども、現地に行っていたのは●●●●さんではなく別の方だったのですが。実際されるのは、この方なんですね、現地に來ていた。肥料の量とか、全部メモをして、やる気満々で、任せて大丈夫かと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、畑を守ってくれる人がいたらありがたいなという率直な意見です。発言のある方は挙手願ひします。

2 番 ●●●●は、施設か何か。

事務局 ●●●●です。

2 番 その施設の指導員が教えるとゆうことですね

事務局 はい。

その他、ご意見等ございますか。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号5件目から8件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第14号5件目から8件目は原案のとおり決定しました。

事務局 議案第15号の議案書をご覧ください。

農地に該当しない旨を証明する「現況証明書（非農地証明書）」の発行について申請は1件です。議案書をもとに説明します。

【議案第15号について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・ 土地の所在地 津久見市大字上青江字鬼丸5327番1
- ・ 登記地目 畑

- ・現況地目 畑
- ・登記面積 186.00㎡
- ・申請人 ●● ●● 大阪府交野市藤が尾●-●-●
平成4年3月頃から高齢化により耕作しておらず荒廃化している。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

3 番 その土地はですね、岩屋口の入り口の所で旧道と、新しい河内線の間にある土地で、申請者も大阪という事で、なかなか野菜が作れるような近さではないので、これはもう仕方ないのではないかと考えております。皆さんの協議、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番 委員として、一緒に立ち合いをしたのですが、県道わきですが、荒れているので、これは無理だと思っています。以上です。

その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 議案第16号の議案書をご覧ください。農地法3条第2項第5号に規定する、下限面積の別段の面積について、議案書をもとに説明します。

【議案第16号について議案書と説明】

農地法施行規則第17条第1項
津久見市全域 10アール

農地法施行規則第17条第2項
津久見市全域における農用地外の地域 0.1アール

議 長 先月は提案で今月は、市と県の方に提出するという事で、これで異議がなければ、こういう形で提出したいと思うのですが。一応、5年間という縛りを付けているのですが、その間に亡くなったり施設に入ったりするという事もあり得るのですが、その辺はその時に農業委員会に対応していきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

第2地区 下限の中で、企業が農業に参入してくる時代です。その中で、そういう意図もなく利用者が購入する可能性があるのではないかと心配で、その所を少し考えてもらいたいと思うのですが。確かに企業が農業をするのはわかるのですが、その意図がなくていろいろ他の事に利用することに対して、どう規制があるのか、または、どう見極めて良いのか、ちょっと私たちよくわからない。その所をちょっと、あれしてもらいたいと思うのですが。

議長 県内で、企業が参入しているのは結構あります。それは、まあ大きな面積なのですが大きい面積の時は、県で掛け合いをし、小さい面積何反か、何町歩くらいだったら、市町村も対応しております。津久見市も10アールに下げようとしているのですけれども、もし、企業の時は、事務局と市の方と精査していきたいと思います。

第2地区 協議をしてもらいたい。

議長 私も、それを一番危惧しています。

事務局 企業は、農地を取得する場合、事業の定款の中で、このような事業を定め、農業に参入をしますと、挙げないといけない、また、事業所の中に農業の経験者、指導者をおき、耕作していきます、指導を受けながら、やっていきますよという事で、定めないと取得できないこととなっております。

議長 企業参入という件案事項もありますが、それについては、一応、解決していきたいと思います。もし他になければ、もしなければ市の方に案を提出していきたいと思うのですが。

議長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第16号は、この案を提出するということで、日付は今日、提出するという形で進めていきたいと思います。後は、事務局と市の方で連携して県の方に提出していきたいと思います。

事務局 次に、議案第17号をご覧ください。

令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標設定等についてとなっております。

【議案第17号について資料をもとに朗読と説明】

議長 ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手願います。

第5地区 この注意事項の中で該当になるのですが年間平均で月の活動日数が5日以下の場合となっていますが、丸1日活動で動くわけではないのですが、その1日の中に、例えば2件とかあった場合はどうなるのですか？この5日の中に含まれるのですか？ただの1日になるのですか？

事務局 2枚に書いてください。同じ日なので1日です。

議 長 県の会議の時も、そのような話があり、何かめんどくさいとか、ややこしいとか色々あるのですが、極論を出せば見回りをして農業関係の話をしただけでも、それを1時間とか2時間の感じでよい。仮に四浦から千怒に来て私と農業関係の話をしたら、2時間ないし3時間という感じで、書いて良いのではないかと、県の方もそう言っていました。

4 番 件数ですね。

議 長 件数と時間もです。立ち話をして1時間とか2時間とか。本当、忙しい人とか、まわるエリアが狭い人とか、なかなかそういうことができないので、過大解釈で良いのではないかと県の方も言っておりますので。

4 番 それを活動記録に書けば良いのですか

議 長 そうです。

4 番 わかりました。

議 長 電話でも良いし、朝早く会話をした。農業関係の話をした。農道でみかん取り、品種の話をしたら、2時間でも良いし、拡大解釈をして下さい。

第5地区 以前ありました、農地利用最適化活動の中の年度末の分に対しては、ある程度、限定というのがあるじゃないですか。要するに、遊休農地活性の為に動きましたとか、そういうのは上告過去にありましたよね。担い手とか遊休農地とか。そういう事は当然、遊休農地を書いているのでパトロールも入るのですよね。

事務局 はい。入ります。

第2地区 1人を口説くつもりで1日で動けないから、何日か経ってまた、相談するとか。何日もかかる可能性があるので、そういう所も考慮していただきたい。

事務局 1日は1日で書いてください。

議 長 皆さんも、こんな話とは言う意見がたくさん出ております。とりあえず、拡大解釈をして、書いてください。農道をパトロールしたら、パトロールで良いです。それも、正味1時間2時間はかかると思います。

2 番 コロナ過で外出は控えてから、外出はしないようにしているという、このご時世

だから、なかなか。

議 長 四浦の場合は、田ノ浦から落ノ浦から月に2回とか。それで、まだ活動不足であると事務局がチェックした時は電話をします。それで、電話に出た時にはその日、事務局と農業関係の話をしたとか記帳してください。

事務局 それで1日の業務になってきますので。

議 長 それで、最低3日は、そういう形をしばらくはとっていただきたいと思います。

事務局 電話でも、農業委員会に来ていただいても1日という事です。

議 長 農業委員でも農林水産課でも良いですから。

第5地区 最近、こういう風な書類がだんだん増えてきましたよね。最初の、当時の農業委員会で。その時は話が出たのですが、そんなの書くの？と話題が出ましたよね。その時の話の中では、自分が畑に行った時でも、どこどこに行ったと書けば良いんだよと言っていました。

事務局 それもよいです。

議 長 県の方はそれでも良いですからと言っておりますので、国が作ったものは、地域に密着するはずがないから。国のいう通り、しばらくは、そういう感じでいきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 以上が説明ですが、承認でよろしいですか。

(異議なし)

議 長 承認といたします。

事務局 それでは、議第18号議案書をご覧ください。

津久見市農地賃借料情報につきましては、賃借料水準10アールあたり平均で9,200円で最高額が13,900円最低額が5,100円であることについて承認をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。借地料というあれが、ほとんどなくなりつつあるので、これは一つの参考例として、受けていただければと思います。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、議第18号は原案のとおり決定しました。

 よろしいですか。それでは以上をもちまして、津久見市農業委員会第5回定例会を閉会いたします。

会議閉会時間 1 1 時 2 0 分

津久見市農業委員会会議規則第 1 3 条の規定により会議録を作成し、署名する。

令和 4 年 5 月 9 日

津久見市農業委員会会長 渡 邊 秀 寿

議事録署名委員 瀬戸口 弥栄子

議事録署名委員 松 尾 長 生